

お客様の個人情報を米国内国歳入庁（IRS）に提供するにあたり※、「個人情報の保護に関する法律施行規則」第 17 条第 2 項に基づき、以下のとおり情報を提供いたします。

	項目	内容																								
1	個人情報の提供先の国名	アメリカ合衆国（米国）																								
2	提供先の国における個人情報保護法制等	<p>・個人情報保護法制 包括的な法令は存在しないものの、個人データの電子的保存を行う公的部門（地方自治体を含む）および民間部門を対象とする「電子通信プライバシー法」（ECPA）、医療費等に関する公的機関（同上）および民間機関を対象とする「医療保険の携行性と責任に関する法律」（HIPAA）等が存在します。</p> <p>・個人情報保護法制等について指標となり得る情報 ① EU の十分性認定は受けていません（日本は、十分性の認定を受けています）。 ② APEC の CBPR システムに 2012 年 7 月 25 日より参加しています。</p> <p>・「OECD プライバシーガイドライン 8 原則」に対応する国の義務又は個人の権利</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>収集制限の原則</td> <td>HIPAA に一部規定されている</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>データ内容の原則</td> <td>該当する規定は見当りません</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>目的明確化の原則</td> <td>該当する規定は見当りません</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>利用制限の原則</td> <td>ECPA および HIPAA に一部規定されています</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>安全保護の原則</td> <td>HIPAA に一部規定されています</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>公開の原則</td> <td>該当する規定は見当りません</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>個人参加の原則</td> <td>HIPAA に一部規定されています</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>責任の原則</td> <td>該当する規定は見当りません</td> </tr> </tbody> </table> <p>・その他個人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度は、見当りません。</p> <p>米国の個人情報保護法制等については、個人情報保護委員会の web サイトをご参照ください。 (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf)</p>	①	収集制限の原則	HIPAA に一部規定されている	②	データ内容の原則	該当する規定は見当りません	③	目的明確化の原則	該当する規定は見当りません	④	利用制限の原則	ECPA および HIPAA に一部規定されています	⑤	安全保護の原則	HIPAA に一部規定されています	⑥	公開の原則	該当する規定は見当りません	⑦	個人参加の原則	HIPAA に一部規定されています	⑧	責任の原則	該当する規定は見当りません
①	収集制限の原則	HIPAA に一部規定されている																								
②	データ内容の原則	該当する規定は見当りません																								
③	目的明確化の原則	該当する規定は見当りません																								
④	利用制限の原則	ECPA および HIPAA に一部規定されています																								
⑤	安全保護の原則	HIPAA に一部規定されています																								
⑥	公開の原則	該当する規定は見当りません																								
⑦	個人参加の原則	HIPAA に一部規定されています																								
⑧	責任の原則	該当する規定は見当りません																								
3	提供先の機関名	米国内国歳入庁（IRS）（米国の連邦政府機関で、日本の国税庁に相当します）																								
4	提供先が講ずる個人情報の保護のための措置	IRS は、「OECD プライバシーガイドライン 8 原則」に対応する措置をすべて講じています。																								
5	提供先における利用目的	租税の賦課徴収																								
6	個人情報の項目	米国の内国歳入法・財務省規則、米国と日本の政府間協定、およびその他規則（これらを総称して FATCA といいます。）に基づき求められる口座情報																								

※（FATCA に基づき、各金融機関から、税務上の米国人等の口座情報を IRS 宛てに報告します）